

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第41号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

下新城野工業団地地区整備計画	令和 7 年秋田市告示第43号に定める秋田都市計画下新城野工業団地地区計画の区域
----------------	--

別表第 2 に次のように加える。

下新城野工業団地地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 法別表第 2（わ）項に掲げる建築物 (2) 店舗、展示場又は遊技場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以内のもの (3) 事務所（建築物に附属するものを除く。） (4) カラオケボックスその他これに類するもの	10分の 20	10分の 6	3,000 平方メートル （公益上必要な建築物の敷地面積を除く。）
------------------	---	------------	-----------	---

		(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 公衆浴場（風営法第2条第6項第1号に規定する営業の用に供するものを除く。） (7) 診療所、保育所その他これらに類するもの (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) 自動車教習所 (10) 自動車車庫その他これに類するもの（建築物に附属するものを除く。） (11) 畜舎 (12) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2で定める処理施設の用途に供するもの			
--	--	---	--	--	--

別表第4に次のように加える。

下新 城中 野工 業団 地地 区整 備計 画区 域		20メー トル			
---	--	------------	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。